

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年10月1日

横浜市契約事務受任者
道路局長 田中 洋介

1 契約の概要

戸塚駅西口バスセンターエレベーター4号機ピット排水収集運搬処分業務委託

2 履行(納品)場所

戸塚区戸塚町16番地先

3 契約日

令和6年8月27日

4 履行日又は履行期間

令和6年10月31日

5 契約金額(概算)

170,500円(うち消費税及び地方消費税相当額15,500円)

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市中区万代町2-3-1

株式会社昌和プラント

代表取締役 廣木 直江

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和6年8月27日に、戸塚駅西口バスセンターエレベーター4号機ピットに雨水が貯まっていることが確認されました。雨水がこれ以上貯まると、安全上の措置として、エレベーターの利用停止が必要となり、長期化すると、利用者に多大な影響を及ぼすため、雨水排水の緊急契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

廃油の収集運搬処分の資格を有する業者であり、かつ今回の緊急対応が可能であったため。

9 所管課

道路局道路部施設課